

# 広 報

2020年7月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之

## 会長就任にあたって

理事改選により新たな執行部が決まりましたのでご報告いたします。

会員の皆様におかれましてはコロナ禍による感染予防対策、0410 処方箋対応、患者さまへ感染予防のための情報提供などにご苦勞されている事と思います。また、感染予防による受診控え等による患者の減少や終息の見えないコロナ禍など診療報酬改定などとは比べられない減収に不安を感じておられることとお察しいたします。

マイナス要素ばかりが感じられる現状ですが、今までになかった時間の余裕をこれからの薬局業務の評価につながる時間にできないかと考えております。

これからもご協力頂きますようお願い致します。

豊島区薬剤師会会長 佐野 雅昭

### <新執行部>

|      |       |
|------|-------|
| 会長   | 佐野 雅昭 |
| 副会長  | 伊原 孝子 |
| 副会長  | 江村 公良 |
| 副会長  | 佐藤 栄輔 |
| 常務理事 | 田崎 崇  |
| 常務理事 | 元谷 英志 |
| 常務理事 | 前原 直之 |
| 常務理事 | 南出 美佐 |
| 理事   | 黒須 俊行 |
| 理事   | 林 敦子  |
| 理事   | 内山 賢一 |
| 理事   | 原嶋 洋  |
| 理事   | 小林 晃洋 |
| 監事   | 大澤 誠  |
| 監事   | 廣田 悦造 |

## ※8月のレセプト提出日は **8月6日（木）** です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いします。  
オンライン請求の場合でも、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

## ※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

## 都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

### 1) 【健康食品に関する安全性情報共有事業】健康食品との関連が疑われる

#### 健康被害情報の収集送信フォーム開設のご案内

東京都薬剤師会は東京都医師会とともに、健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止を目的として、東京都から、健康食品の利用との関連が疑われる健康被害情報収集事業を委託されています。事業開始(平成18年7月)から令和元年11月末日までに、375事例が収集されましたが、健康食品と健康被害事例の因果関係を検討するには、より一層の情報の蓄積が必要とされています。

現在、健康食品の摂取状況や健康被害に関する情報収集について、「健康食品」情報共有シートを用いて、紙媒体でご報告いただいているところですが、今般、東京都薬剤師会ホームページの中の「健康食品データベース」内に「健康食品」情報共有シートの内容が入力でき、東京都薬剤師会事務局宛に送信できるフォームが開設されましたのでお知らせ致します。

○東京都薬剤師会ホームページ内「健康食品データベース」

URL:<http://www.kenshoku-toyaku.jp/pharmacist.php>

(薬剤師のみなさまへ「健康食品」情報共有シート)

### 2) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No. 163」の提供について

日本医療機能評価機構より、「医療安全情報No.163」が公表されました。

特に参考になる事例を添付致しますので、医療事故の発生及び再発防止のためにご活用ください。

### 3) PMDAホームページの偽サイトに関する注意喚起について

今般、PMDA ホームページに成りすました偽のホームページが確認されたため、PMDA ホームページ及び医薬品医療機器情報配信サービス(PMDA メディナビ)において注意喚起を行っています。つきましては、次の事項についてご注意ください。

- (1) 現在、PMDA ホームページになりすました偽のホームページが開設され、閲覧を誘導しているのが見つかっています。アクセスすると被害を受ける恐れがありますので、ご注意ください。
- (2) PMDA ホームページのURLは以下のとおりです。利用する際には、URL(ブラウザのアドレス欄)を必ずご確認ください。(PMDA ホームページ: <https://www.pmda.go.jp/>)

(3) PMDA ホームページをかたるサイトを発見した場合は、「送信フォーム」よりご連絡をお願い致します。

送信フォーム : <https://www.pmda.go.jp/0024.html>

#### 4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第3版)について

令和2年度第二次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第3版)が厚生労働省より発出されました。

本Q&Aでは、薬局等における感染拡大防止等支援事業の対象経費や対象期間の考え方が示されており【P.38】。

また、同包括支援事業(医療分)における慰労金については、医療機関に勤務し患者と接する薬剤師や、宿泊療養等をする軽症者等を訪問で支援する薬剤師は、他の職種と同様に対象となり得ること等が示されています【P.32】。

特に感染拡大防止等支援事業においては、「新型コロナウイルス感染拡大防止目的」としてもらえれば広く適用されます。

請求先は国保連合会ですが、1回のみ請求となっています。対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。

添付資料をご参照の上ご準備下さい。

<参考>

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康  
>感染症情報>新型コロナウイルス感染症について>自治体・医療機関向けの情報  
一覧(新型コロナウイルス感染症)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00088.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html)

#### 5) 東京都委託「令和2年度東京都薬剤師認知症対応力向上研修」開催について

東京都薬剤師会では、認知症の早期発見や医療における認知症への対応力を高め、地域において薬局・薬剤師が認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的として、今年度も標記研修が下記のとおり開催されます。

都内2箇所で開催されますので、ご都合にあわせて会場をお選びください。

まだ受講されていない方は是非ご参加ください。

■【第1回】令和2年度東京都薬剤師認知症対応力向上研修

開催日時:令和2年9月6日(日)12:00~15:25(開場11:00)

会場:京王プラザホテル八王子大宴会場(翔王)

定員:300名

■【第2回】令和2年度東京都薬剤師認知症対応力向上研修

開催日時:令和2年11月23日(月・祝)14:30~17:55(開場13:30)

会場:日本教育会館一ツ橋ホール

定員:440名

■参加費:無料

■研修対象者:都内勤務(開設を含む)薬剤師

■修了証書の交付:受講修了者には、東京都知事名の修了証書が交付されます。

■日本薬剤師研修センター受講単位:2単位(予定)

■申込方法:都薬ホームページ<http://www.toyaku.or.jp/>「お知らせ」よりお申込みくだ

さい。なお、インターネットの利用ができない場合はFAX受付可能です。  
〈申込締切〉 第1回 8月31日(月)正午まで  
第2回 11月16日(月)正午まで

## 6) 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等

### のお知らせ

令和2年5月7日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に加え、今般、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を創設されました。

本助成金の内容及びこれに伴う留意点については次のとおりです。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るため、本助成金を創設いたしました。  
本助成金の詳細については、次の参考資料をご参照ください。
2. 妊娠中の女性労働者は、自ら休業を申し出づらいつつあることから、事業主におかれては、本助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 Q&A  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639553.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて(Q&A)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000627573.pdf>
- ・ 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について(厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)

## 7) 日本薬剤師会年金保険制度の廃止について

令和2年6月27日開催の第95回定時総会にて、公益社団法人日本薬剤師会年金保険制度の廃止が決議されました。

本制度は昭和48年7月会員相互扶助の目的で設立され、平成24年4月厚生労働省の認可を受け認可特定保険業となり現在まで継続してまいりました。

個人の開設する小規模な薬局薬剤師を念頭に設立された本制度ですが、現在では、薬局や店舗販売業のほとんどが法人組織となり、結果として薬剤師の大半が厚生年金加入者となるなど状況が大きく変わっております。また、老後にむけた資産運用の選択肢も広がる中で加入者数は減少を続け現在の加入率は、本会会員のおよそ3%程度にとどまり回復の傾向が見られません。加えて、平均余命の延伸のほか、運用環境の悪化、加入者数より受給者数が大幅に多いこと等から財政困難な状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、年金委員会・理事会において鋭意協議を重ね、総会にて本制度の廃止を決議するに至った次第です。

本件に関するお問い合わせがございましたら、次のコールセンターまでお問合せください。

〈薬剤師会年金保険相談窓口〉

電話番号:03-4590-1517 (専用ダイヤル)

受付時間:平日 9:00~17:00

開設期間:令和2年7月1日~令和2年9月30日(延長の場合あり)

※年金加入者・受給者の皆様には、7月中旬までに通知文が発送される予定です。

## **豊島区薬剤師会からの連絡事項**

### 1) メーリングリスト(メール配信)による広報及び情報伝達開始について

7月よりメーリングリストによる広報及び情報伝達を開始致しました。  
先般のアンケート調査に基づいた配信となりますのでご確認ください。

### 2) クリーンベンチを購入しました

池袋あうる薬局にクリーンベンチが納入されました。

輸液や点眼剤の無菌調整にご利用ください。  
無菌室の共同利用とは違うため算定はできませんが、処方箋の応需もして頂きたいと思いません。

今後、研修も実施する予定です。



### 2) 【再掲】豊島区薬剤師会ホームページをぜひご覧下さい

ホームページの内容が充実してきました。今後もより良いページを作りたいと思います。

( FAXや配布物などはいままで通りです。 )

ホームページアドレス <http://www.toyoyaku.jp/>

会員専用ページに入るには、パスワード「 t o s h i m a 」を使ってください。

## 会員退会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 鈴木 弥生 (A) | 秋島薬局      |
| 内山 晴夫 (A) | 巣鴨萬盛堂薬局分店 |
| 内山 友里 (B) | 巣鴨萬盛堂薬局分店 |

## 会員数報告

|      |      |
|------|------|
| A会員  | 110名 |
| B会員  | 15名  |
| 賛助会員 | 2名   |
| 合計   | 127名 |

## 保険部より

### 1) 医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

令和2年6月29日付けで効能・効果等の一部変更承認が行われました。

#### 1. 効能・効果等の一部変更承認等に伴う留意事項について

##### ①フェントステープ

**がん疼痛のみ**他のオピオイド鎮痛剤からの切り替えではなく最初から使えるようになりました。その際の留意事項がありますのでご注意ください。

※デュロテップMTパッチ、ワンデュロパッチは従来通り他のオピオイド鎮痛剤からの切り替えが必要です。

☆「本剤貼付前にオピオイド鎮痛剤を使用していないがん疼痛患者に対しては、経口オピオイド鎮痛剤に比べ本剤による治療が有益であると考えられる場合（経口投与が困難な患者、経口剤による副作用発現のおそれがある患者、多剤併用等により貼付剤の投与が望まれる患者など）にのみ使用すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

<がん疼痛>

**本剤貼付前にオピオイド鎮痛剤を使用していない場合、0.5mgより開始する。**

他のオピオイド鎮痛剤から本剤に切り替えて使用する場合、本剤貼付前に使用していたオピオイド鎮痛剤の用法及び用量を勘案して、0.5mg、1mg、2mg、4mg、6mgのいずれかの用量を選択する。

<慢性疼痛>

**他のオピオイド鎮痛剤から本剤に切り替えて使用する。**

本剤貼付前に使用していたオピオイド鎮痛剤の用法及び用量を勘案して、0.5mg、1mg、2mg、4mg、6mgのいずれかの用量を選択する。

##### ②サムスカ

「抗利尿ホルモン不適合分泌症候群（SIADH）における低ナトリウム血症の改善」に関する新しい効能が承認されました。それに伴い血清ナトリウム濃度を頻回に測定するように留意事項が出ています。

#### 【用法用量】

抗利尿ホルモン不適合分泌症候群における低ナトリウム血症の改善

通常、成人にはトルバプタンとして7.5mgを1日1回経口投与する。必要に応じて、望ましい血清ナトリウム濃度に達するまで段階的に増量できる。なお、患者の状態により適宜増減するが、最高用量は1日60mgまでとする。

|                   | 錠7.5mg<br>OD錠7.5mg<br>顆粒1% | 錠15mg<br>OD錠15mg | 錠30mg<br>OD錠30mg |
|-------------------|----------------------------|------------------|------------------|
| 心不全における体液貯留       | ○                          | ○                | —                |
| 肝硬変における体液貯留       | ○                          | —                | —                |
| SIADHにおける低ナトリウム血症 | ○                          | ○                | ○                |
| 常染色体優性多発性のう胞腎     | ○                          | ○                | ○                |

○：効能あり、—：効能なし

☆SIADHにおける低ナトリウム血症については、「本剤投与により、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による浸透圧性脱髄症候群を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始、増量又は再開し、急激な血清ナトリウム濃度の上昇がみられた場合には適切な処置を行うこと。特に投与開始日、増量日又は再開日には水分制限を解除し、**血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。**

## 2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の

### 一部を改正する法律の一部の施行について

改正法のうち薬機法第9条の3に係る改正内容（オンライン服薬指導）及び改正省令については、令和2年9月1日から施行されます。

※調剤時以外の電話やオンラインによる服薬状況の把握、相談又は指導は、今回、新たに規定するオンライン服薬指導とは異なり、現行法においても実施可能で、必要に応じて実施すべきものです。

#### ・改正の内容

##### (1) オンライン服薬指導の実施

服薬指導について、オンライン服薬指導として、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であって、(2) から (4) までに掲げる内容を満たすものについて実施することを可能とすること。

##### (2) 基本的な考え方

###### ①薬剤師と患者との信頼関係

オンライン服薬指導を行う薬剤師は、対象とする患者に対して日頃から継続して対面による服薬指導を行うなど、当該患者の服薬状況等を一元的・継続的に把握し、当該薬剤師と当該患者との信頼関係が築かれているべきこと。原則として、同一の薬剤師が対面による服薬指導を適切に組み合わせて行うこと。ただし、やむを得ない場合には、当該患者に対面による服薬指導を行ったことのある当該薬局の薬剤師が当該薬剤師と連携して行うことは妨げられないこと。

###### ②薬剤師と医師又は歯科医師との連携確保

薬剤師は、処方箋を交付する医師又は歯科医師（以下「処方医等」という。）と (3) ③のオンラ

イン服薬指導に関する服薬指導計画を共有し、服薬状況のフィードバック等を行うなど、当該処方医等と適切に連携すること。

### ③患者の安全性確保のための体制確保

患者の急変などの緊急時等においても患者の安全を確保するため、薬剤師・薬局は、処方医等との連絡体制など必要な体制を確保しなければならないこと。また、オンライン服薬指導を中止した場合に、速やかに適切な対面による服薬指導に切り替えられるよう、適切な体制整備が求められること。

### ④患者の希望に基づく実施と患者の理解

薬剤師は、オンライン服薬指導の実施に際して、あらかじめ、その実施に関する患者側の希望を確認しなければならないこと。また、対面による服薬指導に比較して患者の心身等の状態に関する情報が限定されること等、オンライン服薬指導の利益・不利益について、十分に説明し、その理解を得なければならないこと。

## (3) オンライン服薬指導の実施要件

### ①対面指導との関係

薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ、当該患者本人に対して対面による服薬指導を行ったことがある場合に、オンライン服薬指導を行わせること。準じる内容については、例えば、同一成分・同一効能の先発品と後発品の変更であること。

### ②薬剤師・患者関係

(2) ①のとおり、日頃から継続して対面による服薬指導を行うなど、オンライン服薬指導を行う薬剤師と当該患者との信頼関係が築かれているべきであること。薬局開設者は、オンライン服薬指導の実施に際して、その都度、当該薬局の薬剤師に薬学的知見に基づき実施の可否を判断させ、適切でない場合にはオンライン服薬指導を行わせてはならないこと。

### ③服薬指導計画の策定

薬局開設者が、当該薬局の薬剤師に、患者ごとにその同意を得て服薬指導計画を策定させ、当該服薬指導計画に基づきオンライン服薬指導を実施させること。服薬指導計画には、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項を規定すること。

(ア) オンライン服薬指導で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項

(イ) オンライン服薬指導及び対面による服薬指導の組合せに関する事項患者ごとの状況に応じ、オンライン服薬指導と対面による服薬指導の組合せ（頻度やタイミング等）について具体的な計画を記載すること。訪問診療において交付された処方箋により調剤された薬剤についてオンライン服薬指導を行う場合においては、④(イ)(iii)に留意しつつ、訪問診療との組合せについても規定すること。

(ウ) オンライン服薬指導を行うことができない場合に関する事項

オンライン服薬指導を行わないと判断する条件と条件に該当した場合に対面による服薬指導に切り替える旨（情報通信環境の障害等によりオンライン服薬指導を行うことが困難になる場合を含む。）を記載すること。

(エ) 緊急時の対応方針に関する事項

④（ア）又は（イ）の処方箋を交付する処方医等及び当該処方医等が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制並びに必要な場合の利用者搬送等の方法等を記載すること。

(オ) その他オンライン服薬指導において必要な事項

(ア) から (エ) までの事項のほか、以下の事項についても規定すること。

(i) オンライン服薬指導を受ける場所に関する事項

(ii) オンライン服薬指導の時間に関する事項（予約制等）

(iii) オンライン服薬指導の方法（使用する情報通信機器、家族等の支援者・看護者の同席の有無等）

(iv) 訪問診療において交付された処方箋により調剤された薬剤について

オンライン服薬指導を行う場合においては、従来の在宅対応において策定していた計画の内容又は当該計画の添付

(v) オンライン服薬指導においては、対面による服薬指導と比較して得られる情報が限られることを踏まえ、利用者がオンライン服薬指導に対し積極的に協力する必要がある旨

(vi) やむを得ず、当該薬局において複数の薬剤師がオンライン服薬指導を実施する余地がある場合は、その薬剤師の氏名及びどのような場合にどの薬剤師がオンライン服薬指導を行うかの明示  
(vii) 情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任の範囲及びそのとぎれがないこと等の明示

なお、服薬指導計画の策定に当たっては、以下について留意すべきであること。

- ・ 薬剤師は、オンライン服薬指導実施についての患者側の希望を確認した上で、オンライン服薬指導の利益・不利益のほか、服薬指導計画の内容について患者に説明すること。
- ・ 服薬指導計画は処方医等に共有するほか、その策定の際には、必要に応じて、個人情報保護のための措置や患者の同意等を前提に服薬指導に必要な情報の共有を求めるなど、処方医等と適切に連携すること。
- ・ 患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、服薬指導計画の合意の際に、患者の家族等を患者の代理人とすることができること。
- ・ オンライン診療の実施状況や患者の状況を踏まえ、必要がある場合には、適時適切に服薬指導計画の見直しを行うこと。見直す際には、策定時と同様に患者に説明し、同意を得るとともに、処方医等に共有すること。
- ・ 服薬指導計画は、当該計画に基づき行った直近の服薬指導の後、3年間保存すること。

#### ④対象となる薬剤

オンライン服薬指導により薬剤の適正使用を確保するため、以下の（ア）及び（イ）の処方箋により調剤された薬剤をオンライン服薬指導の対象とすることができること。また、薬剤師は、③の服薬指導計画を処方医等に共有する際に、その後の処方箋に基づく薬剤をオンライン服薬指

導の対象とすることができるかについての疑義が生じないよう、(ア)又は(イ)の処方箋である場合に処方箋の備考欄等に略称等を記載するなど、適切な対応を処方医等との間で相互に調整すること(仮に処方箋の備考欄等に記載する場合には、例えば、(ア)の場合には「オンライン診療」、(イ)の場合には「訪問診療」などが考えられる)。

(ア) 処方医等がオンライン診療を行った際に交付した処方箋

(イ) 処方医等が訪問診療(薬剤を使用しようとする者の居宅等において、処方医等が当該薬剤師との継続的な連携の下に行うものに限る。)を行った際に交付した処方箋

このとき行われる訪問診療は、処方医等が当該薬剤師との継続的な連携の下に行うものとして、以下のいずれにも該当するものであること。また、(iii)、(iv)及び(v)については、服薬指導計画に記載すること。

(i) 事前に、処方医等及び薬剤師が一定の期間にわたって計画的に、訪問診療及び在宅における薬学的管理を連携して実施していること

(ii) 事前に、薬剤師は処方医等の訪問指示に基づき、薬学的管理指導計画等の計画を策定し、一定期間、在宅における薬学的管理を実施していること

(iii) 処方医等が訪問診療及びオンライン診療を組み合わせで診療を行う患者の場合は、処方箋交付時に処方医等又は薬剤師のいずれかが患者宅を訪問して患者の状況を対面で確認する観点から、オンライン診療時に交付する処方箋により調剤された薬剤についてはオンライン服薬指導を行わないこと。

(iv) 処方医等及び薬剤師は、それぞれ定期的に患者宅を訪問し、患者の状況を確認すること

(v) 薬剤師は、薬学的知見に基づき、患者宅における服薬に関する情報等を処方医等に共有すること

このほか、複数の患者が居住する介護施設等においては、オンライン服薬指導が適切でない患者等が存在する可能性があるため、当該介護施設等の患者に対して訪問診療が行われた際の処方箋により調剤された薬剤については、オンライン服薬指導を行うべきではないこと。

#### (4) オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

##### ①本人の状況の確認

オンライン服薬指導の実施においては、現にその看護に当たる者に指導する場合においても、必ず患者本人の状態を確認すること。

原則として、薬剤師と患者双方が、身分確認書類(例えば、薬剤師はHPKIカードや薬剤師免許等、患者は保険証やマイナンバーカード等。)を用いて、薬剤師は薬剤師であること、患者は患者本人であることの確認を行うこと。ただし、社会通念上、当然に薬剤師、患者本人であると認識できる状況である場合には、服薬指導の都度本人確認を行う必要はないこと。

##### ②通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等の観点から、オンライン診療指針に示された内容と同等の通信環境を確保すること。

### ③薬剤師に必要な知識及び技能の確保

薬剤師が、オンライン服薬指導を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。

### ④薬剤の品質管理

薬局開設者は、オンライン服薬指導後、当該薬局において当該薬局の薬師が調剤した薬剤を、品質を確保した状態で速やかに確実に患者に届けさせること。調剤済みの薬剤の郵送又は配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与等がなされることを確保するため、薬局開設者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずること。

### ⑤服薬指導を受ける場所

患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に清潔かつ安全であり、かつ、プライバシーが保たれるよう物理的に外部から隔離される空間であること。

### ⑥服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、その調剤を行った薬局内の場所とすること。この場合において、当該場所は、対面による服薬指導が行われる場合と同程度にプライバシーが保たれるよう物理的に外部から隔離される空間であること。

### ⑦処方箋

(3) ③の服薬指導計画の共有を受けた処方医等が(3) ④の処方箋を発行した際に、患者から、服薬指導計画を策定した薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を当該薬局に直接送付することができること。

### ⑧業務手順の作成

薬局開設者は、処方医等及び関係医療機関との連携を含め、オンライン服薬指導を実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行わせること。

## (5) 職場等における調剤の業務（薬剤師法施行規則第13条第3号関係）

薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の改正により、薬剤師は、医療を受ける者の居宅等のほか、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50条）第1条第5号に規定する医療を受ける者が療養生活を営むことのできる場所（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設を除く。）において、医師又は歯科医師が交付した処方箋により、薬剤師法施行規則第13条の2各号に規定する調剤の業務を行うことができることとしたこと。

※新型コロナウイルス感染症対応における特例の電話等での非対面による服薬指導とは別物ですのでご注意ください。

### 3) 医療情報化支援基金に関するポータルサイト開設のお知らせについて

・「医療機関等向けポータルサイト」の開設について  
既にリーフレットが社会保険診療報酬支払基金から郵送されていると思いますが、「医療機関等向けポータルサイト」が開設されました。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

当該ポータルサイトでは、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認の利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付を、順次開始する予定です。また、オンライン資格確認に関する最新情報についてもお知らせいたします。

オンライン資格確認の開始に向けて、保険医療機関及び保険薬局のシステム整備等に医療情報化支援基金を活用していただくにあたり、当該ポータルサイトをご利用いただくようお願い申し上げます。

※顔認証付きカードリーダーの申込等のご利用にあたっては、アカウント登録が必要となります。

#### オンライン資格確認は 令和3年3月にスタートします

オンライン資格確認の開始に向け、オンライン資格確認利用申請の受付を令和2年9月より開始します。また、顔認証付きカードリーダーの申込開始時期はポータルサイトにて告知予定<sup>※</sup>です。

| 年                                   | 令和2年 |   |   | 令和3年 |    |    |   |   |   |
|-------------------------------------|------|---|---|------|----|----|---|---|---|
|                                     | 7    | 8 | 9 | 10   | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 医療機関・薬局で対応いただくこと                    |      |   |   |      |    |    |   |   |   |
| ポータルサイト<br>アカウント登録                  |      |   |   |      |    |    |   |   |   |
| 顔認証付きカードリーダーの申込<br>(申込み可能な医療機関等が対象) |      |   |   |      |    |    |   |   |   |
| オンライン資格<br>確認利用申請                   |      |   |   |      |    |    |   |   |   |
| 補助金の申請                              |      |   |   |      |    |    |   |   |   |
| 利用開始に向けた<br>システム全体の<br>検証・調整・実証     |      |   |   |      |    |    |   |   |   |
| 端末・システム・ネットワークの<br>調査・準備            |      |   |   |      |    |    |   |   |   |
| 運用<br>テスト                           |      |   |   |      |    |    |   |   |   |

※ 顔認証付きカードリーダーの申込開始時期はアカウント登録されている日により異なります。

令和2年7月

今すぐ登録！

～オンライン資格確認導入に向けたご案内～

顔認証付きカードリーダーを  
無償提供し  
システム整備費も補助します

ポータルサイトにて  
アカウント登録受付が始まりました

アカウント登録で  
顔認証付きカードリーダーの  
お申込時期をメールで  
お知らせ！



#### ポータルサイトにてアカウント登録受付中！

オンライン資格確認、医療情報化支援基金等  
医療機関等向けポータルサイト

アカウント登録でできること

- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請
- ・最新情報をメールでお知らせ



<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

オンライン資格確認

お問い合わせ：医療情報化支援基金  
0800-8007121 (LINEあり)  
平日 9:00～17:00

厚生労働省 社会保険診療報酬支払基金

※ 郵送でのお問合せは、返り待ちがございます。メールでのお問合せを推奨します。

1

#### 4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種公費の取扱いについて

国制度の医療費助成制度と同様に東京都が単独で実施している医療費助成制度も有効期限の延長をすることとし、令和2年7月3日付けで告示されました。

##### 1. 当通知の対象となる医療費助成

(1) 東京都単独実施の難病（悪性高血圧、母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリツペル、トレノネー、ウェーバー症候群を除く。）、古典的特発性好酸球増多症候群、びまん性汎細気管支炎、遺伝性QT延長症候群、網膜脈絡膜萎縮症、原発性骨髄線維症及び肝内結石症）

(2) 人工透析を必要とする腎不全

##### 2. 具体的な取扱い

###### (1) マル都医療券の有効期間

現にマル都医療券の交付を受けている者であって、上記1(1)について令和2年7月31日まで、上記1(2)については令和2年9月30日にマル都医療券の有効期間が満了する対象者について、マル都医療券の有効期間を1年延長する。

###### (2) マル都医療券の取扱い

7月下旬以降、順次、有効期間を1年延長したマル都医療券を送付する予定。

#### 【問合せ先】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課

- 制度全般に関すること。  
担当：疾病対策担当 廣瀬、山口  
電話番号：03-5320-4471
- 申請事務に関すること。  
担当：難病認定担当 原田  
電話番号：03-5320-4472
- ファクシミリ番号：03-5388-1437（共通）

## 5) 疑義解釈資料の送付について(その20)

### 医科・歯科・調剤報酬点数表関係

#### 【療養の給付と直接関係ないサービス等】

問1 令和2年7月1日から医薬品・化粧品小売業等において、プラスチック製買物袋の有料化が必須となるが、保険薬局において、薬剤又は治療材料等の支給を行う場合に、一部負担金とは別にプラスチック製買物袋の費用を徴収することは、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」に抵触するか。

(答) 患者に交付するプラスチック製買物袋に係る費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用に該当するため、抵触しない。ただし、この場合、予め患者に対し、サービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収するなど「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日保医発第0901002号)に従い運用すること。

問2 保険医療機関において、薬剤又は治療材料等の支給を行う場合に、一部負担金とは別に自主的取組としてプラスチック製買物袋の費用を徴収することは、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」に抵触するか。

(答) 保険医療機関自体の自主的取組としてプラスチック製買物袋の費用を徴収する場合についても、問1と同様に取り扱って差し支えない。(なお、保険医療機関内に設置された別法人による小売業者は、プラスチック製買物袋の有料化が必須である。)

問3 令和2年3月23日付の一部改正通知において、療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例として「保険薬局における患者等への薬剤の持参料及び郵送代」及び「保険医療機関における患者等への処方箋及び薬剤の郵送代」が記載されているが、衛生材料又は保険医療材料の持参料及び郵送代も同様に、患者から徴収してよいのか。

(答) 保険医療機関又は保険薬局における患者等への衛生材料又は保険医療材料の持参料及び郵送代についても、薬剤と同様に取り扱って差し支えない。

## 6) 【再掲】保険に関する情報は

「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。下記URLよりGRIDY ログインページに入ってください、記載されている保険部閲覧用共有アカウントでログインして閲覧してください。

URL : <https://gridy.jp/login>

ID : toshima.hokennbu@gmail.com

PASS : toshima

## 学術部より

### 1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

8月の勉強会は、例年通りお休みとなります。

### 2) 地区研修会のお知らせ

令和2年度第1回地区研修会を、9月26日（土）18：30～21：30に、としま区民センターにて行う予定です。

詳細につきましてはあらためてご案内いたします。

## 薬学生実務実習関係

### 1) 【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です

## 池袋あうる薬局輪番

8月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくをお願いいたします。

**お願い** ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

| 8月     | 日 勤 9：00 ～ 16：30 |           | 準 夜 16：00 ～ 22：00       |        |
|--------|------------------|-----------|-------------------------|--------|
|        |                  |           | 受付事務入力兼任                |        |
| 1日（土）  |                  |           | マロン薬局大塚店                | 駒込中央薬局 |
| 2日（日）  | こまごめ薬局           | アリス薬局大塚店  | あかまつ薬局                  | ことり薬局  |
| 8日（土）  |                  |           | つばさ薬局                   | 北池薬局   |
| 9日（日）  | さの薬局             | ヒバリ薬局     | 薬局マイトキヨ東長崎駅北口店<br>上池袋薬局 | 駒込中央薬局 |
| 10日（月） | サンロード薬局          | 田辺薬局豊島長崎店 | つばさ薬局<br>あかまつ薬局         | ことり薬局  |
| 15日（土） |                  |           | つばさ薬局                   | ことり薬局  |
| 16日（日） | ことぶき薬局巣鴨店        | ヒロ薬局下板橋店  | つばさ薬局                   | 佐藤薬局   |
| 22日（土） |                  |           | かもめ薬局                   | 北池薬局   |
| 23日（日） | ことぶき薬局巣鴨店        | あうる薬局     | めぐみ薬局                   | 駒込中央薬局 |
| 29日（土） |                  |           | ヒバリ薬局                   | 北池薬局   |
| 30日（日） | 上池袋薬局            | アリス薬局大塚店  | 平和通り保健薬局                | 佐藤薬局   |

## 長崎休日診療所派遣

8月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願いたします。

| 8月     |        |
|--------|--------|
| 2日(日)  | 長崎調剤薬局 |
| 9日(日)  | 長崎調剤薬局 |
| 10日(月) | よつば薬局  |
| 16日(日) | 椎名町薬局  |
| 23日(日) | エンゼル薬局 |
| 30日(日) | エンゼル薬局 |

## 医薬品・情報管理センター報告

### ○管理センター売上及び仕入

2020年6月売上金額 ￥2,826,693-

2020年6月仕入金額 ￥3,473,674-

### ○相談件数

| 6月            | 件数  |
|---------------|-----|
| 薬局からの在庫確認     | 171 |
| 薬局からの処方箋応需    | 0   |
| 患者からの処方箋応需    | 2   |
| 医療用医薬品についての相談 | 3   |
| 医療機関の紹介       | 0   |
| 一般用医薬品についての相談 | 0   |
| その他           | 3   |
| 合計            | 179 |

### ○池袋あうる薬局処方せん受付状況

6月 休日夜間 17枚

その他 218枚

### ○情報発信

#### 経皮吸収型製剤について

先日、ビソノテープが剥がれたので、どうしたらよいかとの質問を受けました。そこで今回は、経皮吸収型製剤についてまとめました。

よく受ける質問としましては

- ① 剥がれたら、貼りなおしてよいか？
- ② 切って使ってもよいか？

③ 貼ったまま入浴してもよいか？

と考えられますので、これらの項目について記載いたします。

|                 | ①     | ② | ③     |
|-----------------|-------|---|-------|
| ニコチネル TTS       | ×     | × | ○     |
| ニトロダーム TTS      | × (1) | × | ○ (2) |
| イクセロン、リバスタッチパッチ | × (3) | × | ○     |
| エストラーナテープ       | × (4) | × | ○ (5) |
| メノエイドコンビパッチ     | ○     | × | ○     |

- (1) 一度剥がれると、つきにくくなります。
- (2) 入浴により血管収縮が起こり、心臓負担増大の可能性があり、貼付したままの入浴が推奨されています。
- (3) 新しいパッチに貼りかえ、翌日よりいつもの時間に貼りかえます。
- (4) 新しいテープに貼りかえ、その後は2日に1回、いつもと同じ間隔で使用します。
- (5) 一度剥がすと粘着力が弱まるという理由で、貼ったままの入浴が推奨されています。

|                   | ①     | ②     | ③      |
|-------------------|-------|-------|--------|
| ノルspanテープ         | ○ (6) | ×     | ○ (7)  |
| フェントステープ          | ○     | ×     | ○ (8)  |
| デュロテップMT、ワンデュロパッチ | ○     | ×     | ○ (8)  |
| ニュープロパッチ          | ×     | × (9) | ○ (10) |
| ロナセンテープ           | ○     | ×     | ○      |

- (6) 粘着力が弱くなった場合は新しいものに貼りかえて、7日間貼付します。
- (7) 長時間の入浴は不可です。
- (8) 熱い風呂は避けます。急激に吸収されるリスクがあるためです。
- (9) 有効成分が結晶化して析出しやすい性質のため、切断すると析出して血中濃度が低下するリスクがあるためです。
- (10) 一度剥がすと粘着力が弱まるという理由で、貼ったままの入浴が推奨されています。

|          | ①      | ② | ③      |
|----------|--------|---|--------|
| ピソノテープ   | ○ (11) | ○ | ○      |
| ネオキシテープ  | × (12) | ○ | ○ (13) |
| フランドルテープ | ○ (14) | ○ | ○ (15) |
| ホクナリンテープ | × (16) | ○ | ○      |
| アレサガテープ  | ×      | ○ | ○ (13) |

- (11) 新しいものと交換する場合、すぐに貼ると血圧が過度に低下するリスクがあるため、次の貼付時間に行います。
- (12) 速やかに新しいものを貼り、次の貼付時間に新しいものに貼りかえます。
- (13) 入浴前に剥がし、入浴後新しいものを貼ることが推奨されています。
- (14) 汗などを拭きとり、テープのしわを伸ばしてから部位を変えて貼りなおします。
- (15) 入浴によるふらつきのリスクを避けるため、入浴前に剥がして入浴後にはりなお

- すこともできます。
- (16) 貼付後 12 時間を経て剥がれた場合は、24 時間貼付した場合の約 85%吸収される計算になっているため、再貼付する必要はないと考えられています。

各項目の理解には、それぞれの製剤特性の把握が重要だと感じました。

日経 DI2020. 6 月号プレミアム版より引用し、加筆しました。

## 広域病院処方せん受付状況報告

|    | 都立大塚  |       | 豊島病院 |    | 長寿医療センター |    |
|----|-------|-------|------|----|----------|----|
|    | 件数    | 枚数    | 件数   | 枚数 | 件数       | 枚数 |
| 6月 | 1,075 | 1,167 | 62   | 70 | 69       | 77 |

## 理事会報告

2020 年 7 月 15 日（水）午後 8 時 25 分より豊島区薬業会館 1 階にて理事会が開催されました。  
出席者：佐野会長 伊原副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事 前原常務理事  
南出常務理事 黒須理事 内山理事 小林理事  
大澤監事

### ○前月分理事会議事録承認

### ○報告事項

1. 東京都薬剤師会「地区及び職域薬剤師会会長会」資料報告
2. 防災公衆衛生担当報告
3. 総務・会計担当報告
4. 保険担当報告
5. 地域医療担当報告
6. 池袋あうる薬局担当報告

### ○協議事項

1. 役員退職慰労金規程の件  
役員退職慰労金規程について、次回の理事会にて協議することとなった。
2. 令和 2 年度地区研修会の件  
9 月 12 日（土）もしくは 26 日（土）に開催することが決定された。

### ○審議事項

1. 副会長及び常務理事選任の件  
副会長及び常務理事が選任された。
2. 職掌分担の件  
各事業の職掌における担当副会長及び主担当が決定された。

## 豊島区薬剤師会の活動（6月）

- 6／ 4 池袋あうる薬局運営委員会
- 5 豊島区薬剤師会 監査会
- 8 レセプト受付
- 10 豊島区薬剤師会 理事会
- 13 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
- 26 豊島区薬剤師会 通常総会

## 医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長  
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いします。

### 1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

### 2. 販売単位

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 錠剤・カプセル       | 1錠・1カプセル単位          |
| 散剤・顆粒・ドライシロップ | 1g単位（バラ）、1包単位（分包品）  |
| 水剤            | 1ml単位（バラ）、1包単位（分包品） |
| 軟膏・クリーム       | 1g単位（バラ）、1本単位（チューブ） |
| 点眼・点耳・吸入      | 1本単位                |
| ハップ剤          | 1袋単位                |
| 坐剤            | 1個単位                |
| 医療材料等         | 1個単位                |

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

### 3. 販売価格

|            |            |
|------------|------------|
| 医薬品        | 薬価（消費税込）   |
| その他（医療材料等） | 取扱品目リストに掲載 |

### 4. 手数料

|               |                |
|---------------|----------------|
| 豊島区薬剤師会 会員    | 無 料            |
| 区外 東京都薬剤師会 会員 | 1回 110円（消費税込）  |
| その他医療機関       | 1回 2200円（消費税込） |

### 5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認ください受領印もしくは自署をお願いいたします。  
品質管理上、返品はできません。  
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。  
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

- 注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文下さい。  
(電話での注文はお受けしておりません。)
- 受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日
- 受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日  
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)  
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。  
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出下さい。  
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。  
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- \* 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- \* 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名 \_\_\_\_\_ 規格 \_\_\_\_\_

---

## 管理センター取り扱いリスト追補

\* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

|   | 製品名                        | 小分単位 | 備考 |
|---|----------------------------|------|----|
| 内 | アムロジンOD錠5mg                | 錠    |    |
| 内 | イコサペント酸エチル粒状カプセル900mg「サワイ」 | 包    |    |
| 内 | ガランタミンOD錠4mg「サワイ」          | 錠    |    |
| 内 | クリアナール錠200mg               | 錠    |    |
| 内 | ザファテック錠100mg               | 錠    |    |
| 内 | 酸化マグネシウム錠300mg「ヨシダ」        | 錠    |    |
| 内 | セレコキシブ錠100mg「ファイザー」        | 錠    |    |
| 内 | ダイアート錠30mg                 | 錠    |    |
| 内 | チニダゾール錠500mg「F」            | 錠    |    |
| 内 | テルビナフィン錠125mg「サワイ」         | 錠    |    |
| 内 | ビーマス配合錠                    | 錠    |    |
| 内 | フェブリク錠40mg                 | 錠    |    |
| 内 | プロマゼパム錠2mg「サンド」            | 錠    |    |
| 内 | ベンズブロマロン錠50mg「日医工」         | 錠    |    |
| 内 | メマンチン塩酸塩OD錠5mg「DSEP」       | 錠    |    |
| 内 | メマンチン塩酸塩OD錠10mg「DSEP」      | 錠    |    |
| 内 | メマンチン塩酸塩OD錠20mg「DSEP」      | 錠    |    |
| 内 | モサプリドクエン酸塩散1%「日医工」         | g    |    |
| 内 | ルネスタ錠2mg                   | 錠    |    |
| 内 | レボセチリジン塩酸塩錠5mg「武田テバ」       | 錠    |    |
| 外 | デスパコーワ口腔用クリーム5g            | 本    |    |
| 外 | 布林ゾラミド懸濁性点眼液1%「センジュ」5ml    | 本    |    |
| 外 | メンタックス外用液1%10ml            | 本    |    |

\* 取り扱い中止

|   | 製品名              | 備考 |
|---|------------------|----|
| 内 | アシクロビル内服ゼリー200mg |    |
| 内 | セニラン2mg          |    |
| 内 | マグコロールP          |    |
| 外 | インサイドパップ70mg     |    |

事故防止 20号  
2020年6月15日

関係団体 殿

06

公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故情報収集等事業  
執行理事 後 信  
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 163」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、6月15日に「医療安全情報 No. 163」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。


 公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業









 医療  
安全情報

No.163 2020年6月

# 2019年に報告書で取り上げた 医療安全情報

2019年に公表した医療事故情報収集等事業 第56回～第59回報告書の「再発・類似事例の分析」で取り上げた医療安全情報のタイトルと主な事例を紹介します。

「再発・類似事例の分析」の詳細は、本事業ホームページに掲載しています。

<http://www.med-safe.jp/contents/report/similar.html>

| 番号  | タイトル                           | 掲載報告書 |
|---|--------------------------------|-------|
| No.54   | 体位変換時の気管・気管切開チューブの偶発的な抜去       | 第57回  |
| <p>◆体位変換時の気管切開チューブの抜去<br/>看護師2名で患者のオムツ交換と更衣を実施した。気管切開チューブと呼吸回路の接続部を保持しないまま右側臥位に体位変換したところ、気管切開チューブが抜けた。バックバルブマスクで換気し、医師が気管切開チューブを再挿入した。</p>  |                                |       |
| No.68   | 薬剤の取り違い(第2報)<br>第1報:医療安全情報No.4 | 第57回  |
| <p>◆名称類似による処方時の薬剤の取り違い<br/>医師は、前立腺肥大の患者にザルティア錠を追加して処方することにした。「ザイティガ」と「ザルティア」は、名称の見た目や発音上の類似点が多いうえ、泌尿器科ではどちらの薬剤も使用されており、電子カルテで誤ってザイティガ錠を選択して院外処方箋で処方した。薬局の薬剤師は疑義照会をせず、そのまま調剤した。患者は約2週間服用を続けた。病院でのレセプトチェックの際、医療事務の職員が「前立腺肥大」の病名でザイティガ錠が処方されていることに気付いた。カルテを確認したところ、処方間違いが判明した。</p> |                                |       |
| No.78   | 持参薬を院内の処方に切り替える際の処方量間違い        | 第56回  |
| <p>◆規格変更時の処方量間違い<br/>患者は、他院でクエチアピン錠25mg 3錠分3を処方されていた。当院にクエチアピン錠25mgの採用はなく、同成分で規格の異なるセロクエル100mg錠が採用されていた。入院当日、医師は持参薬から院内の処方に切り替える際、セロクエル100mg錠を3錠分3で処方した。患者は2回服用し、傾眠となった。その後、4倍量で処方されていることに気付いた。</p>   |                                |       |

## 2019年に報告書で取り上げた医療安全情報

| 番号   | タイトル  | 掲載報告書 |
|--|---|-------|
| No.107   | <b>電気メスによる薬剤の引火(第2報)</b><br>第1報:医療安全情報No.34 | 第59回  |
| <p>◆電気メス使用時のアルコールを含有した消毒薬への引火<br/>脛骨の固定を終了した後に腓骨骨折の手術に移ることにした。その際、アルコール含有消毒薬(ステリクロンWエタノール液0.5%)で再度皮膚消毒を行った。消毒部位周囲のストックネットや覆布に消毒薬が染み込み、乾燥していない状態で電気メスを使用したところ、ストックネットに引火し、下腿外側に5×10cmの熱傷を生じた。</p>                               |   |       |
| No.110   | <b>誤った患者への輸血(第2報)</b><br>第1報:医療安全情報No.11    | 第59回  |
| <p>◆輸血投与直前の患者と血小板の照合の未実施<br/>医師は、患者X(AB型:成人)の血小板投与を指示した。オーダーされた患者Xの血小板は届いていなかったが、看護師はICUにあった患者Y(O型:小児)の血小板を患者Xの血小板と思い込んだ。患者Yの血小板は開封済でバーコード認証は実施されており、再度のバーコードによる認証は行わず患者Xに投与を開始した。投与が終了して血小板のバッグを廃棄する際に、患者Yの血小板であることに気付いた。</p> |   |       |
| No.113   | <b>中心静脈カテーテル抜去後の空気塞栓症</b>                   | 第58回  |
| <p>◆透析用カテーテル抜去後の空気塞栓症<br/>患者は非侵襲的陽圧換気療法(NPPV)を行っていた。医師は、患者の上体を約20度挙上している状態で、右内頸静脈に留置していた透析用の中心静脈カテーテル(ブラッドアクセス)を抜去した。数分間圧迫し、ドレッシング材は貼布せずガーゼをあててテープで固定した。その後、患者は徐々に徐脈となり心停止した。CT画像で右心室～肺動脈に空気を認め、中心静脈カテーテル抜去後の空気塞栓症と考えられた。</p>  |   |       |

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。http://www.med-safe.jp/

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話: 03-5217-0252(直通) FAX: 03-5217-0253(直通)

http://www.med-safe.jp/

## 3) 取り違えた薬剤の組み合わせ

事例に記載された内容から、投与すべき薬剤と取り違えた薬剤、および主な薬効を示す。内服薬と注射薬のどちらの製剤も報告されていた。また、主な薬効が違う組み合わせが多かった。シプロキサシ点注200mgとレボフロキサシン点滴静注バッグ500mg/100mLはどちらもニューキノロン系の抗菌剤であるが、有効成分に違いがある。

図表Ⅲ-3-7 取り違えた薬剤の組み合わせ

| 発生段階 | 剤形  | 投与すべき薬剤<br>(主な薬効)                 | 取り違えた薬剤<br>(主な薬効)   |
|------|-----|-----------------------------------|---|
| 処方   | 内服薬 | ザルティア錠<br>(前立腺肥大症に伴う排尿障害改善剤)      | ザイティガ錠<br>(前立腺癌治療剤)   |
|      | 注射薬 | プリンペラン注射液10mg<br>(消化器機能異常治療剤)     | プリンク注10 $\mu$ g <sup>※)</sup><br>(プロスタグランジンE <sub>1</sub> 製剤) |
| 調剤   | 内服薬 | ユリノーム錠50mg<br>(尿酸排泄薬)             | ユリーフ錠4mg<br>(選択的 $\alpha$ 1A遮断薬、前立腺肥大症に伴う排尿障害改善薬)             |
|      |     | ロラゼパム錠0.5mg<br>(マイナートランキライザー)     | ロフラゼパム錠1mg<br>(持続性心身安定剤)                                      |
|      |     | リトドリン錠5mg<br>(切迫流・早産治療剤)          | ミドドリン塩酸塩錠2mg<br>(低血圧治療剤)                                      |
|      | 注射薬 | シプロキサシ点注200mg<br>(ニューキノロン系注射用抗菌剤) | レボフロキサシン点滴静注バッグ<br>500mg/100mL<br>(ニューキノロン系注射用抗菌製剤)           |
| 準備   | 注射薬 | フェンタニル注射液0.1mg<br>(麻酔用鎮痛剤)        | レミフェンタニル静注用2mg<br>(全身麻酔用鎮痛剤)                                  |

※主な薬効は添付文書<sup>1)~4)</sup>の記載をもとにした。また、販売名は、屋号を除いて記載した。  
注) プリンク注5 $\mu$ g/10 $\mu$ gは、2017年12月にアルプロスタジル注5 $\mu$ g/10 $\mu$ g「武田テバ」に販売名を変更した。販売名が変更される前に報告された事例である。

## 4) 患者への影響

報告された事例7件の事故の程度は、全て「障害なし」であった。しかし、全ての事例で名称が類似した別の薬剤を患者に投与していた。医師が誤って処方した薬剤は、調剤する薬剤師や投与する看護師が、医師が意図して処方したと解釈する可能性があるため、間違いに気付きにくいことがある。しかし、薬剤師が誤って調剤した薬剤は、処方の内容と薬剤名が異なるため、薬剤師が鑑査する際や看護師が準備する際に行う確認で間違いに気付くことができる可能性がある。

### (3) 事例の分析

#### 1) 薬剤の名称類似の分類

名称が類似した薬剤を取り違えた事例について、頭3文字が一致する組み合わせ、頭2文字が一致する組み合わせ、その他の組み合わせの3つに分類し、下記に示す。頭文字が3文字または2文字が一致した事例はそれぞれ1件であった。その他の事例は頭文字の2文字以上の一致はないが、薬剤名の中に一致する文字が3～6文字含まれており、視覚的な印象や、読んだ際の音のイメージが近いことなどから取り違えた可能性がある。

図表Ⅲ-3-8 名称類似の分類

| 薬剤名の類似  | 投与すべき薬剤  | 取り違えた薬剤   | 発生段階 |
|---------|----------|-----------|------|
| 頭3文字が一致 | プリンペラン   | プリンク      | 処方   |
| 頭2文字が一致 | ユリノーム    | ユリーフ      | 調剤   |
| その他     | ザルティア    | ザイティガ     | 処方   |
|         | ロラゼパム    | ロフラゼパ酸エチル | 調剤   |
|         | リトドリン    | ミドドリン     |      |
|         | シプロキササン  | レボフロキサシン  | 準備   |
| フェンタニル  | レミフェンタニル |           |      |

#### 2) 名称が類似した薬剤を取り違えた背景

事例に記載された内容から、名称が類似した薬剤を取り違えた背景が記載されているものを整理した。

図表Ⅲ-3-9 名称が類似した薬剤を取り違えた背景

| 発生段階 | 名称が類似した薬剤を取り違えた背景   |
|------|---|
| 処方   | ザルティア錠とザイティガ錠はどちらも泌尿器科領域の薬剤であり、文字列は違うものの、見た目や発音上の類似点が多かった。<br>「プリン」と3文字入力した際、「プリンペラン注射液10mg(2mL)」と「プリンク10μg(2mL)」が画面に表示された。 |
| 調剤   | 処方箋にはユリノーム錠の棚番号および調剤総量が印字されていたが、棚番号を確認せず、思い込みでユリーフ錠の棚から薬剤を取り出した。<br>リトドリン錠の名称に似た薬剤があることを意識していたが、中断作業があり注意力が落ちた。             |
| 準備   | アルチバ静注用から後発医薬品のレミフェンタニル静注用に切り替えられたばかりで慣れていなかった。   |

## 3) その他の背景・要因

その他の背景・要因を整理して示す。

図表Ⅲ-3-10 その他の背景・要因

|   |
|---|
| ○確認   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師は、処方箋にチェックを入れていたが確認が不十分であった。</li> <li>・薬剤師は、処方内容と薬剤名や錠数などを確認するという取り決めを守っていなかった。</li> <li>・看護師は、配薬準備と与薬時に薬剤名や規格の確認をすることになっていたが、確認が不十分であった。</li> </ul> |
| ○薬剤   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称が類似したリトドリン錠とミドドリン錠を採用していた。</li> <li>・シプロキサシ注200mg(100mL/袋)とレボフロキサシン点滴静注バッグ500mg/100mLは、キサシとキサシンで名称が類似しているうえ、遮光黄色の袋で外観も類似していた。</li> </ul>              |
| ○その他  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・泌尿器科の医師は、前立腺疾患の患者の診察を継続的に行っている中で、ザイティガ錠とザルティア錠のどちらの薬剤も処方することが多かった。</li> <li>・患者は前回の薬剤と外観が違うことに気付いていたが、包装が変わったのかと思いそのまま内服していた。</li> </ul>                |

## 4) 薬剤の取り違いに気付いたきっかけ

事例に記載された内容から、薬剤の取り違いに気付いたきっかけを整理して示す。

図表Ⅲ-3-11 薬剤の取り違いに気付いたきっかけ

| 発生段階 | 気付いた人   | 気付いたきっかけ   |
|------|---------|--|
| 処方   | 医療事務の職員 | レセプトチェックの際、「前立腺肥大」の病名で「ザイティガ錠」が処方されていることに気付いた。                         |
|      | 薬剤師     | プリンク注を払い出した後、電子カルテで患者の症状を確認したところ、症状が腹痛、嘔吐であったため、処方間違いではないか問い合わせた。      |
| 調剤   | 助産師     | 誤って払い出されたミドドリン錠を2日間(計7回)内服後、翌日分の薬剤を準備していた助産師が処方されているリトドリン錠ではないことに気付いた。 |
|      | 看護師     | ロラゼパム錠を1回2錠から1錠に減量の指示を受けて薬剤を確認したところ、ロラゼパム錠がないことに気付いた。                  |
|      | 病棟薬剤師   | 別の疾患で入院した際に持参薬を確認したところ、処方されているはずのユリノーム錠はなくユリーフ錠があることに気付いた。             |

## (5) 事例が発生した医療機関の改善策

事例が発生した医療機関の主な改善策を示す。

### 図表Ⅲ-3-13 事例が発生した医療機関の改善策

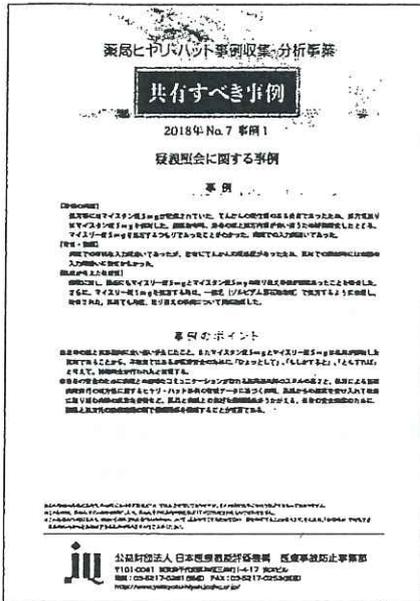
|   |
|---|
| ○薬剤の採用  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミドドリン錠2mgの採用を中止し、メトリジンD錠2mgへ切り替える。</li> <li>・レボフロキサシン点滴静注バッグ500mg/100mLから、500mg/20mLのバイアル製剤に採用を切り替える。</li> </ul>  |
| ○調剤室の表示   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユリノーム錠とユリーブ錠の棚に「類似薬品名称あり」の表示を行い、注意喚起する。</li> </ul>  |
| ○調剤時の確認   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤名称と規格を一字一句省略せず、指差し呼称で確認する。</li> <li>・処方箋には棚番号および調剤総量が印字されているので、棚番号を確認し調剤を行うことを徹底する。</li> <li>・調剤者は処方箋に必ず確認事項のチェックを赤字で記入し、鑑査者はチェックの入っていない調剤薬が鑑査に回ってきた場合は調剤者へ差し戻す。</li> <li>・調剤・鑑査時に処方・薬剤バーコードによる照合システムを導入する。</li> <li>・薬剤の払出請求があった場合、薬剤師と受け取る側で払い出す薬剤が合致しているか互いに確認する。</li> </ul> |
| ○準備時の確認   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・配薬カートへ薬剤をセットする際は、リーダー1人で行わず、受け持ち助産師とダブルチェックを行う。</li> <li>・看護師2人によるダブルチェックの方法を、電子カルテの読み上げと薬剤の指差し呼称に分かれ、その後、役割を変えて同様の確認作業を行う方法に変更する。</li> </ul>   |
| ○その他  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品への切り替えによる名称類似について院内に注意喚起する。</li> </ul>   |

## (6) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に報告された事例

本財団が運営している薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業では、「名称類似に関する事例」について分析テーマや共有すべき事例で取り上げている。共有すべき事例は、広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を取り上げ、事例のポイントを付して公表している。2018年に公表した共有すべき事例No.7の事例1では、薬局でマイスタン錠とマイスリー錠の処方間違いに気づき、疑義照会を行った事例が紹介されている。

また、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業のホームページの「事例検索」には、薬局から報告された事例を公表しており、事例の概要が疑義照会の事例の中には、医療機関で処方された処方箋の誤りに気づき、疑義照会したことで名称類似による薬剤の取り違えを未然に防いだ事例も含まれている。事例の概要を「疑義照会」、キーワードに「名称 類似」と入力して「全て含む」で検索すると事例を閲覧することができる。

図表Ⅲ-3-14 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

共有すべき事例 2018年No.7 事例1<sup>15)</sup>

## 【事例の内容】

処方箋にはマイスタン錠5mgが記載されていた。てんかんの既往歴のある患者であったため、処方箋通りにマイスタン錠5mgを調剤した。服薬指導時、患者の話と処方内容が食い違うため疑義照会したところ、マイスリー錠5mgを処方するつもりであったことがわかった。病院での入力間違いであった。

## 【背景・要因】

病院での単純な入力間違いであったが、患者にてんかんの既往歴があったため、薬局での調剤時には病院の入力間違いに気がなかった。

## 【薬局が考えた改善策】

病院に対し、過去にもマイスリー錠5mgとマイスタン錠5mgの取り換え事例が複数あったことを報告した。

さらに、マイスリー錠5mgを処方する時は、一般名(ゾルピデム酒石酸塩錠)で処方するように依頼し、改善された。薬局でも再度、取り換えの事例について周知徹底した。

## 【事例のポイント】

- 患者の話と処方薬剤に食い違いが生じたこと、またマイスタン錠5mgとマイスリー錠5mgは名称が類似した薬剤であることから、不確実ではあるが医療安全のために、「ひょっとして」、「もしかすると」、「ともしれば」と考えて、疑義照会が行われたと推察する。
- 患者の安全のために病院との適切なコミュニケーションが取れる薬局薬剤師のスキルの高さと、薬局による当該病院発行の処方箋に関するヒヤリ・ハット事例の蓄積データに基づく説明、薬局からの提案を受け入れて改善に取り組む病院の真摯な姿勢など、薬局と病院との良好な信頼関係がうかがえる。患者の安全確保のために、薬局と処方元の医療機関の間で信頼関係を構築することが重要である。

## (7) 製薬企業による注意喚起

医薬品の製造販売業者等は、医療機関向けに医薬品の安全使用に関する情報を提供している。独立行政法人 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページの「製薬企業からの医薬品の安全使用(取り換え等)に関するお知らせ」から、2017年以降に提供された販売名の類似による取り換えに関するお知らせを下記に整理して示す。

注意喚起文書の中には、本事業や薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の事例データベース等から事例を引用しているものもあり、医療機関や薬局から報告された事例が活用されている。

製薬企業から名称類似に関する注意喚起が出されているが、その後も再発・類似事例が報告されている薬剤もある。根本的な再発防止対策として、「アルマールとアマリール」の組み合わせのうちアルマールがアロチノロール、「プリンクとプリンペラン」の組み合わせのうちプリンクがアルプロスタジルに変更になるなど、一般名への名称変更の取り組みも行われている。

図表Ⅲ-3-15 2017年以降に提供された名称類似に関する医薬品の安全使用(取り換え等)に関するお知らせ<sup>16)</sup>

| 掲載年月     | 注意喚起した薬剤名の組み合わせ |         | 情報提供元  |
|----------|-----------------|---------|--|
| 2018年11月 | エクセグラン          | エクセラージェ | 大日本住友製薬(株)<br>Meiji Seikaファルマ(株)                     |
| 2018年10月 | マイスリー           | マイスタン   | アステラス製薬(株)<br>大日本住友製薬(株)                             |
| 2018年7月  | ノルバデックス         | ノルバスク   | アストラゼネカ(株)<br>ファイザー(株)                               |
| 2017年12月 | テオドール           | テグレートール | 田辺三菱製薬(株)<br>サンファーマ(株)                               |
| 2017年10月 | リクシアナ錠          | リフキシマ錠  | 第一三共(株)<br>あすか製薬(株)                                  |
| 2017年10月 | ザイティガ錠          | ザルティア錠  | ヤンセンファーマ(株)<br>アストラゼネカ(株)<br>日本イーライリリー(株)<br>日本新薬(株) |
| 2017年5月  | ノルバデックス         | ノルバスク   | アストラゼネカ(株)<br>ファイザー(株)                               |

## (8) まとめ

医療安全情報No.4「薬剤の取り換え」および医療安全情報No.68「薬剤の取り換え(第2報)」について、第47回報告書の集計期間後の2016年10月から本報告書分析対象期間に報告された事例を分析した。発生段階や当事者職種を分類し、取り違えた薬剤の組み合わせを掲載した。また、薬剤の名称類似の分類や取り違えた背景、薬剤の取り違えに気付いたきっかけを整理して示した。さらに、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業で公表している「共有すべき事例」や、2017年以降に製薬企業から提供された注意喚起を紹介した。

医師が誤って処方した薬剤は、調剤する薬剤師や投与する看護師が、医師が意図して処方したと解釈してしまう可能性が高く、間違いに気付かないことがある。しかし、薬剤師が誤って調剤した薬剤は、処方の内容と薬剤名が異なるため、薬剤師が鑑査する際や看護師が準備時に行う確認で間違いに気付くことができる可能性がある。薬剤によっては、患者への影響が大きくなる可能性もあるため、注意が必要である。名称類似による薬剤の取り違えの事例は継続的に報告されていることから、今後も引き続き推移に注目し、注意喚起を行っていく。

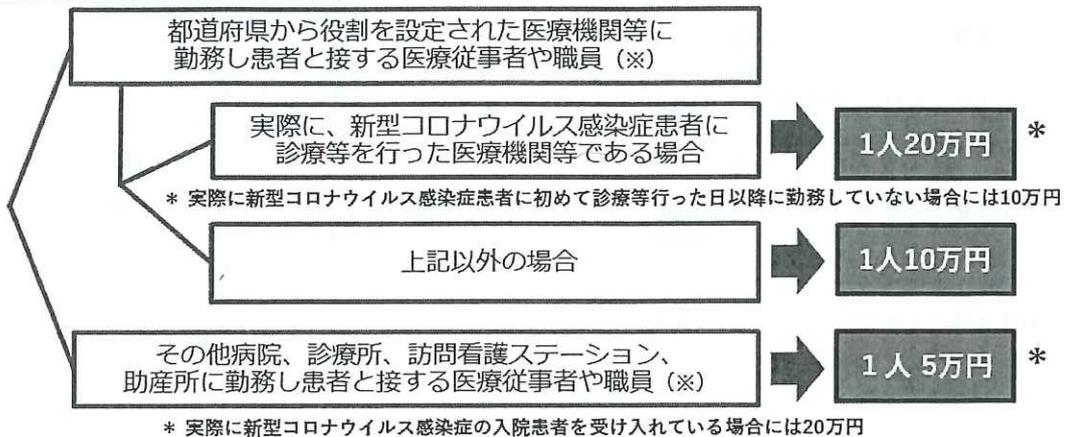
○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

1 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関の中で独自に対象者や額を変更されることがあるのでしょうか。

(答)

○ 給付額は以下の図のとおりとなります。対象者および給付額の考え方を医療機関で変えることはできません。

**給付対象・給付金額**



- ※ 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。
- ※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。
- ※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

2 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

(答)

- 慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。
- 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。
- なお、まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、都道府県に申請いただくことになります。

11 対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。

(答)

○ 歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。

12 薬局での勤務は対象となるのでしょうか。

(答)

○ 薬局については、調剤など医療に不可欠な役割を担うものですが、薬局ではクラスターが発生していないなど、クラスター発生のおそれは相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なると考えられることから、慰労金の対象とされていません。

○ なお、医療機関に勤務し患者と接する薬剤師や、宿泊療養等をする軽症者等を訪問で支援する薬剤師は、他の職種と同様に対象となり得ます。

13 医療機関等で勤務している職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。また、居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいでしょうか。

(答)

○ 勤務する医療機関等を通じて、医療機関等が所在する都道府県が定める申請窓口申請を行っていただきます。

○ また、医療機関等においては、医療機関等に勤務する職員の申請をとりまとめいただきます。この際、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めていただきます。その上で、各都道府県が指定する申請先に提出いただく必要があります（オンラインにより申請いただくための準備をしているところです）。

※ 詳細は勤務する医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認ください（7月1日現在準備中です）。

14 派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。

(答)

○ 派遣・委託業者の職員については、医療機関等において、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社・受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうなどにより、医療機関等からまとめて申請することを想定しています。

※ 詳細は勤務されている医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認ください。

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

1 どのような経費が対象となるのでしょうか。

(答)

- 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。
- 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。
- ※ 例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

2 いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。

(答)

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る時は、その上回る額を返還していただくこととなります。

3 対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

(答)

- 申請は各施設で1回のみです。

4 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。
- ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を

9 医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金を支出する事務について、都道府県が国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるのでしょうか。

(答)

- 地方自治法施行令第165条の3第1項により、普通地方公共団体は、同令第161条第1項第1号から第15号までに掲げる経費等について、支出の事務を委託することができることとされています。
- 医療機関・薬局等において緊急の対応が求められている新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策や診療体制の確保等を支援するための補助金の支出については、新型コロナウイルス感染症の感染が続いている中で、新型コロナウイルス感染症の患者やその他の患者に対して、感染拡大を防止しながら適切な医療を提供する体制を緊急に確保しなければならない医療機関・薬局等に対して、即時支払により迅速に交付しなければ補助金の交付の目的を達成することができないものであることから、同項第12号の経費として、都道府県が支出の事務を国保連合会に委託することが可能です。
- なお、この内容については、総務省自治行政局行政課と協議済みであることを申し添えます。

2 都薬会発第 132-1 号  
令和 2 年 7 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会  
会長 永田 泰造

### 「保険調剤Q&A 令和 2 年版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうの発行する「保険調剤Q&A 平成 30 年版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度同社より、「令和 2 年版」が発刊されますので引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

#### 記

- |           |  |      |
|-----------|--|------|
| 1. 名称 :   | 「保険調剤Q&A 令和 2 年版」  |      |
| 2. 発行 :   | 株式会社 じほう   |      |
| 3. 判型 :   | A5 判、約 340 頁   |      |
| 4. 価格 :   | 定 価 2,860 円(税込)  |      |
|           | <b>会員価格 2,420 円(税込)</b>  |      |
| 5. 送料 :   | 地区薬剤師会宛  | 無 料  |
|           | 個人・薬局宛10冊未満  | 550円 |
|           | 個人・薬局宛10冊以上  | 無 料  |
| 6. 申込先 :  | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当   |      |
| 7. 申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)  |      |
| 8. 送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。<br>本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 |      |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

2 都薬会発第 132-2 号  
令和 2 年 7 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会  
会長 永田 泰造

### 「保険薬局Q&A 令和 2 年版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうの発行する「保険薬局Q&A 平成 30 年版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度同社より、「令和 2 年版」が発刊されますので引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

#### 記

1. 名称 : 「保険薬局Q&A 令和 2 年版」
2. 発行 : 株式会社 じほう
3. 判型 : A5 判、約 270 頁
4. 価格 : 定 価 2,530 円(税込)  
          **会員価格 2,200 円(税込)**
5. 送料 : 地区薬剤師会宛 無 料  
          個人・薬局宛10冊未満 550円  
          個人・薬局宛10冊以上 無 料
6. 申込先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
7. 申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
8. 送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。  
          本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

2 都薬会発第 132-3 号

令和 2 年 7 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

会長 永田 泰造

### 「OTC医薬品事典 第 17 版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうの発行する「OTC医薬品事典 第 16 版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度同社より、「第 17 版」が発刊されますので引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

#### 記

- |           |   |      |
|-----------|---|------|
| 1.名 称 :   | 「OTC医薬品事典 第 17 版」                                 |      |
| 2.発 行 :   | 株式会社 じほう  |      |
| 3.判 型 :   | B5版、1,008 頁                                       |      |
| 4.価 格 :   | 定 価 7,480 円(税込)                                   |      |
|           | <b>会員価格 6,490 円(税込)</b>                           |      |
| 5.送 料 :   | 地区薬剤師会宛   | 無 料  |
|           | 個人・薬局宛10冊未満                                       | 550円 |
|           | 個人・薬局宛10冊以上                                       | 無 料  |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当                                |      |
| 7.申込方法 :  | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)                   |      |
| 8.送金方法 :  | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。                         |      |
|           | 本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 |      |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

2 都薬会発第 132-4 号

令和 2 年 7 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

会長 永田 泰造

### 「腎機能別薬剤投与量 POCKETBOOK 第 3 版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうの発行する「腎機能別薬剤投与量 POCKETBOOK 第 2 版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度同社より、「第 3 版」が発刊されますので引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

#### 記

1. 名 称 : 「腎機能別薬剤投与量 POCKETBOOK 第 3 版」
2. 発 行 : 株式会社 じほう
3. 判 型 : B6変型版、500 頁
4. 価 格 : 定 価 3,960 円(税込)  
会員価格 3,520 円(税込)
5. 送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料  
個人・薬局宛10冊未満 550円  
個人・薬局宛10冊以上 無 料
6. 申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
7. 申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
8. 送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。  
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

2 都薬会発第 132-5 号  
令和 2 年 7 月 10 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会  
会長 永田 泰造

『在宅医療の KEY&NOTE—薬学の知識と臨床が会う場所—〔改訂版〕』  
の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)薬ゼミ情報教育センター発行の「在宅医療の KEY&NOTE—薬学の知識と臨床が会う場所—〔改訂版〕」を下記要領にて斡旋することといたしましたのでご案内申し上げます。

本書は、これからの薬剤師に必須の業務、在宅医療に関する「分からない」を、教育、現場、法律など各分野のスペシャリストが解決。患者支援とは？ をフカボリし、系統立てて学べる内容となっているとのことです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- |           |  |      |
|-----------|--|------|
| 1.名 称 :   | 在宅医療の KEY&NOTE—薬学の知識と臨床が会う場所—〔改訂版〕   |      |
| 2.発 行 :   | 株式会社 薬ゼミ情報教育センター   |      |
| 3.判 型 :   | A4 判 、205 頁  |      |
| 4.価 格 :   | 定 価 2,750 円(税込)  |      |
|           | <b>会員価格 2,310 円(税込)</b>  |      |
| 5.送 料 :   | 地区薬剤師会宛  | 無 料  |
|           | 個人・薬局宛10冊未満  | 440円 |
|           | 個人・薬局宛10冊以上  | 無 料  |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当   |      |
| 7.申込方法 :  | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)  |      |
| 8.送金方法 :  | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。<br>本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 |      |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

地区薬剤師会  
東京都薬剤師会 御中  
(いずれかを○で囲って下さい)

## 幹旋図書 申込書

2 都薬会発第 132 号[2 年 7 月版]

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

|        |                      |                                  |
|--------|----------------------|----------------------------------|
| 申込年月日  |                      | 年 月 日                            |
| 書籍届け先  | 薬局名<br>又は<br>地区薬剤師会名 | ※ 地区薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください |
|        | 住所                   | 〒 _____<br>※地区薬剤師会事務局の場合は記入不要    |
| 請求先住所  |                      | 〒 _____<br>※上記と同じ場合は記入不要         |
| TEL    |                      | ( )                              |
| FAX    |                      | ( )                              |
| 御担当者氏名 |                      |                                  |

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

| No. | 出版社名            | 書籍名   | 幹旋価格<br>(消費税込) | + 送料(税込)                                | 部数 |
|-----|-----------------|---|----------------|---|----|
| 1   | じほう             | 保険調剤Q&A 令和2年版<br>(定価 2,860 円)                           | 2,420          | 地区薬<br>薬局・個人 無料<br>〃 10 冊以上 550 円<br>無料 |    |
| 2   | じほう             | 保険薬局Q&A 令和2年版<br>(定価 2,530 円)                           | 2,200          | 地区薬<br>薬局・個人 無料<br>〃 10 冊以上 550 円<br>無料 |    |
| 3   | じほう             | OTC医薬品事典 第17版<br>(定価 7,480 円)                           | 6,490          | 地区薬<br>薬局・個人 無料<br>〃 10 冊以上 550 円<br>無料 |    |
| 4   | じほう             | 腎機能別薬剤投与量 POCKETBOOK 第3版<br>(定価 3,960 円)                | 3,520          | 地区薬<br>薬局・個人 無料<br>〃 10 冊以上 550 円<br>無料 |    |
| 5   | 薬ゼミ情報<br>教育センター | 在宅医療の KEY&NOTE<br>—薬学の知識と臨床が会おう場所—[改訂版]<br>(定価 2,750 円) | 2,310          | 地区薬<br>薬局・個人 無料<br>〃 10 冊以上 440 円<br>無料 |    |

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先：事務局 薬局業務課・書籍担当  
公益社団法人 東京都薬剤師会  
TEL 03(3294)0271